

鹿屋市告示第 169 号

鹿屋市補助金等交付規則第 3 条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 かごしま園芸産地整備事業の項の次に次のように加える。

新規就農者 誘致環境整 備事業	担い手育成・ 確保等に要す る経費	担い手育 成・確保等 対策事業費 補助金等交 付要綱（令 和8年1月 23日 7 経 営第2060号 農林水産事 務次官依命 通知）に規 定された対 象者	担い手育成・確 保等対策事業費 補助金等交付要 綱及び鹿児島県 新規就農者誘致 環境整備事業補 助金交付要綱に 示された採択基 準によること。	担い手育 成・確保等 対策事業費 補助金等交 付要綱及び 鹿児島県新 規就農者誘 致環境整備 事業補助金 交付要綱に 示された予 算で定める 額以内	
-----------------------	-------------------------	---	---	--	--

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。